

令和8年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
業者選定実施要領

1 件名

令和8年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

各マイナンバーカードセンター、各区役所、中原郵便局、川崎市内

(参考：マイナンバーカードセンター 所在地一覧)

川崎マイナンバーカードセンター (サブセンター)	川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リバーク20階
小杉マイナンバーカードセンター (メインセンター)	川崎市中原区中丸子35番地9 ディール武蔵小杉2階
溝口マイナンバーカードセンター (サブセンター)	川崎市高津区溝口1丁目4番1号 ノクティプラザ2 11階 高津市民館内
宮前平マイナンバーカードセンター (サブセンター)	川崎市宮前区宮前平1丁目10番地7 イーカム宮前平ビル3階（事務室は4階）
新百合ヶ丘マイナンバーカードセンター (サブセンター)	川崎市麻生区上麻生1丁目5番2号 小田急新百合ヶ丘ビル8階

4 業務概要

本業務は、メインセンター及びサブセンター運営支援、メインセンター及びサブセンターの設営支援、カード交付予約システム及び電子証明書更新予約の提供及び運用保守、カード交付管理システムの提供及び運用保守、コールセンターの運営、郵便局への運搬及び差出代行、カード運搬等、訪問型出張申請実施業務、各種マニュアル類の作成、広報等を委託するものであり、事業内容についてマイナンバーカードに関する専門技術、豊富な経験などに基づく委託提案を受けるものです。詳細は「令和8年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託仕様書」のとおりです。

5 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

1, 981, 498, 079円（消費税及び地方消費税を含む）以下

6 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を満たしている単体企業及び2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。

ただし、本業務委託について、単体企業として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできません。また、共同企業体として参加する場合においても、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできません。なお、参加意向申出書の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めません。

（1）単体企業の資格条件

- ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- ウ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」、種目「その他」で登録されている者
- エ 次の認証のいずれかを取得しており、複数回更新していること。（再委託先を含む）
 - （ア）I S M S適合性評価の認定取得
 - （イ）プライバシーマークの取得
 - （ウ）I S O 2 7 0 0 1の取得
- オ 人口30万人以上の市区町村、都道府県、または国の機関等において、マイナンバーカードに関する申請受付等の業務を受託した実績があること。

（2）共同企業体の資格条件

共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の40%を下回ってはなりません。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を上回らなければなりません。

ア 共同企業体の代表者に必要な条件

- 上記6（1）「単体企業の資格条件」を全て満たしていること。
- イ 共同企業体の構成員2に必要な条件
 - （ア）令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている者
 - （イ）上記6（1）ア、イ、エを全て満たしていること。

7 共同企業体による参加

共同企業体による参加を希望する場合、別途定める委任状、共同企業体協定書、共同企業体編成表を参加意向申出書と併せて提出してください。

8 ホームページでの公表、参加意向申出書等の提出及び問合せ先等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）、6の各号

を証する資料、本業務の実施体制（再委託を予定している場合は再委託先の体制表を含む）を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、提出は郵送のみとします。

※令和8年1月16日午後5時までに必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

(1) 参加意向申出書等の提出場所及び問合せ先

211-0012

川崎市中原区中丸子35番地9ディール武蔵小杉2階

川崎市マイナンバーカードセンター 宛て

電話 044-920-8181 メール 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) ホームページでの公表・受付期間等

配布・受付期間 令和8年1月8日から令和8年1月16日午後5時まで
本件に係る当課ホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000182830.html>

9 提案資格確認結果通知書の交付

8により参加意向申出書を提出した者には、令和8年1月21日以降に当該業務委託の提案資格の有無について、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に提案資格確認結果通知書（様式3）を送付します。

10 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和8年1月8日から令和8年1月16日午後5時まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式2）の様式により提出してください。スペースが不足する場合は別添としてください。

(3) 質問の受付方法

電子メールとします。（電子メールアドレス：25koseki@city.kawasaki.jp）

(4) 回答方法

令和8年1月21日に参加予定者全員に電子メールにて送付します。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 社名なしを7部用意してください。

(ア) A4版縦横どちらでも構いません。

(イ) 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で綴ってください。

(エ) 企画提案書の書式は自由ですが、次の内容については必須記載事項とします。

1	会社概要	6 参加者の資格(5)アに基づいて会社概要及び業務実績を記載してください。													
2	業務実績	(実績については直近3年間程度)													
3	実施体制	提出済みの実施体制に基づいて、実施体制図を記載してください。													
4	業務説明	<p>次の各項の実現方法について個別具体的に記載してください。</p> <p>(1) 令和8年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託仕様書に含まれる評価項目</p> <table border="1"><thead><tr><th>評価項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>業務実施体制</td></tr><tr><td>リスクマネジメント</td></tr><tr><td>カードセンター運営</td></tr><tr><td>カード交付予約システム及び電子証明書更新予約システムの提供及び運用保守</td></tr><tr><td>カード交付管理システムの提供及び運用保守</td></tr><tr><td>コールセンターの運営</td></tr><tr><td>訪問型出張申請実施業務</td></tr><tr><td>各種広報</td></tr></tbody></table> <p>(2) 令和8年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託仕様書に含まれない評価項目</p> <table border="1"><thead><tr><th>評価項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>実現性</td></tr><tr><td>実施要件にない独自提案</td></tr><tr><td>価格点</td></tr></tbody></table> <p>※価格点については入札価格に応じて、配点を付与します。 価格点の算出方法は、公開しません。</p>	評価項目	業務実施体制	リスクマネジメント	カードセンター運営	カード交付予約システム及び電子証明書更新予約システムの提供及び運用保守	カード交付管理システムの提供及び運用保守	コールセンターの運営	訪問型出張申請実施業務	各種広報	評価項目	実現性	実施要件にない独自提案	価格点
評価項目															
業務実施体制															
リスクマネジメント															
カードセンター運営															
カード交付予約システム及び電子証明書更新予約システムの提供及び運用保守															
カード交付管理システムの提供及び運用保守															
コールセンターの運営															
訪問型出張申請実施業務															
各種広報															
評価項目															
実現性															
実施要件にない独自提案															
価格点															

イ 見積書 1部

(2) 受付期間

令和8年1月21日～令和8年1月30日午後5時まで

(3) 提出場所

8 (1) に同じ

(4) 提出方法

郵送により、8 (1) 記載の提出先に提出してください。

※令和8年1月30日午後5時までに必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書等は返却できません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差し替え、変更または追加は認められません。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

エ 企画提案書の受領後、本市が必要あると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

12 企画提案会（プレゼンテーション）

提出書類に基づき、プレゼンテーション形式による審査会を実施します。

（1）日時

令和8年2月4日（予定）

※確定した時間及び開催場所については、提案各社へ別途通知します。また、参加者数に応じて別日を設定する可能性があります。

（2）実施方法等

ア プrezentationにおける時間配分の目安は次のとおりです。

（ア）準備及び説明：15分

（イ）質疑応答：15分

イ プrezentationについては、選定された場合に中心的に業務に従事する方が行ってください。

ウ プrezentationの出席者は3名以内とします。

エ プロジェクター等の準備はありませんので、使用する場合は持参してください。

オ プrezentation用資料については、企画提案書または企画提案書に基づいて作成された資料を使用してください。

（3）評価者

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。

（4）企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

13 選定方法

（1）プロポーザル評価委員会の設置

ア 川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者を選定します。

イ プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

（2）プロポーザルの評価

プロポーザルの評価は別紙「評価基準」に基づき数値化して採点し、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

(3) 最高評価点が同点だった場合

最高得点の評価提案者が複数あった場合には、評価項目「実現性」の点数の最も高いものを選定業者候補とします。ただし、当該項目も同点の場合は委託料の総額が最も安いものを選定業者候補とします。

(4) 実施結果

プロポーザルの実施結果について、終了後、当課のホームページで公表します。

(5) 評価項目

企画提案の評価項目、評価基準、配点等詳細は別紙評価基準のとおりです。

14 選考結果通知

選考結果については、令和7年2月中旬以降に提案者すべてに郵送で通知するとともに、当課のホームページで公表します。なお、選考結果についての電話・メール等での問合せには応じられませんのでご了承ください。

本件に係る当課ホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/250/0000182830.html>

15 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、郵送で令和8年1月30日午後5時までに必着とし、書留郵便等の配達記録が残るもので送付してください。

16 契約手続き等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。

(2) 選定業者を特定後、両者の協議により契約仕様を確定します。

(3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(4) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を免除します。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(8) 業務の全部または大部分を一括して第3者に委託することはできません。ただし、個別の事項について再委託を行う場合は、個別に本市の承諾を得て再委託するものとします。

(9) 関連情報を入手するための窓口は8(1)と同じです。

(10) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出してください。

(11) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。